

北九州市職員定期健康診断等事後フォロー業務公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務については、下記(1)及び(2)の条件を満たす機関が他にないという理由により、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

- (1)産業医の資格をもつ医師が在籍している
- (2)北九州市全域で巡回方式による保健指導ができる

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する予定である。

2 業務概要

(1)業務名

北九州市職員定期健康診断等事後フォロー業務委託

(2)業務の詳細な説明

ア 産業医による意見聴取

以下の健康診断の結果に基づく産業医意見を提出すること。

尚、産業医意見を記載した個人票は、所属コード順に整理した上で提出すること。

	種類	提出期間
①	雇入時健康診断	令和8年6月22日～6月29日
②	定期健康診断	令和9年1月4日～1月8日
③	特定業務従事者健康診断	令和9年3月15日～3月19日
④	特殊業務従事者健康診断（第1回）	令和8年9月14日～9月18日
⑤	特殊業務従事者健康診断（第2回）	令和9年3月15日～3月19日

イ 産業医及び保健師による保健指導

2-(2)-アの中から「北九州市職員定期健康診断等事後フォロー基準」に基づき、対象者（以下：保健指導対象者）を抽出し、保健指導を行なうこと。

【保健指導内容】

生活習慣病等の予防、重症化予防を目的とし、保健指導対象者の健診結果を正しく読み取り、個々人の実態にあった保健指導を実施する。

健診結果から予測される疾病のメカニズム、重症化のメカニズムを分かりやすい資料

を用いて、保健指導対象者に伝える。

また、保健指導対象者が自宅・職場で生活習慣病予防のために活用できる資料を提供する。

	時間(上限人数)	1人あたりの面接時間	実施場所
産業医	午前 9:00～11:30(5名)	30分	給与課の指定する場所
	午後13:30～16:00(5名)		
保健師	午前 9:00～12:00(9名)	20分	同上
	午後13:30～16:30(9名)		

ウ その他

①業務に携わる医師(産業医の資格を有する者)を北九州市産業医とし、市において任命し、北九州市人事委員会へ報告する。なお、任命期間は契約期間内とする。

②本市から提供するデータを基にア～イを実施すること。

(3)業務量(予定)

ア 市長事務部局分

雇入時採用時及び定期健康診断の意見聴取

対象者数 約6,700名

特定・特殊業務従事者健康診断の意見聴取

対象者数 約 390名

産業医による保健指導及び保健指導結果報告書作成

保健指導回数 25回(70名程度)

保健師による保健指導及び保健指導結果報告書作成

保健指導回数 65回(300名程度)

イ 他の任命権者(消防局、上下水道局、交通局、公営競技局、教育委員会)分

他の任命権者が業務量を指示。

他の任命権者分は各担当課で担当するため、書類の受け渡し等もそれぞれの各任命権者に行うこと。

保健指導実施場所は、各任命権者の指定する場所とする。

※他の任命権者分については、各局担当課と打合せのこと。

(4)履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

(5)費目

ア 雇入時及び定期健康診断結果の意見聴取(産業医の意見記入を含む)

定期健康診断個人票1件あたりの単価

イ 特定業務従事者健康診断結果の意見聴取(産業医の意見記入を含む)

定期健康診断個人票1件あたりの単価

- ウ 特殊健康診断結果の意見聴取〈産業医の意見記入を含む〉
 - 特殊健康診断個人票1件あたりの単価
- エ 産業医による保健指導〈定期健康診断等事後フォロー保健指導結果報告書(産業医)
 - (様式1及び様式2)及び産業医保健指導対象者リスト(様式4-1、4-2)の作成を含む〉
 - 半日あたりの単価
- オ 保健師による保健指導〈定期健康診断等事後フォロー保健指導結果報告書(保健師)
 - (様式3)及び保健師保健指導対象者リスト(様式5-1、5-2)の作成を含む〉
 - 半日あたりの単価

(6) 支払い方法

- 履行確認後、正当請求により支払い

(7) その他

- 疑義が生じた場合は給与課と協議の上、履行すること

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- 的確な保健指導の技術を有する、産業医及び保健師が在籍しており、かつ北九州市内を巡回して必要な回数保健指導を実施する機動力があること。

4 手続き等

(1) 契約担当課(問い合わせ先)

- 住所 北九州市小倉北区城内1-1
- 担当課名 総務市民局人事部給与課(担当:萬徳)
- 電話番号 093-582-2222 FAX番号 093-561-1364

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

- ア 受付期間

令和8年2月20日から令和9年3月6日までの(閉庁日を除く。)毎日、8時30分から17時15分まで

イ 受付担当課

(1)に同じ。

※ファックスで質問を行う場合は、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファックス番号を記入しておくこと。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3)参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年2月20日から令和9年3月6日までの(閉庁日を除く。)毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4)その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなつた当該業務委託の複数単価契約による指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市総務市民局給与課労務・安全衛生担当課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。